

規制改革要望に関する調査（2004年度）
回 答 票

貴社名	(社)電子情報技術産業協会		
ご担当部署	総合企画部企画グループ	ご担当者名	中根 雄三
ご連絡先	TEL : 03-3518-6423 FAX : 03-3295-8721		
	E-mail : y-nakane@jeita.or.jp		

<p>1. 要望分野 (該当する分野を で囲んで下さ い)</p>	<ul style="list-style-type: none"> . 雇用・労働 ・ 製造業務への労働者派遣期間の規制緩和 ・ 建設業退職金共済制度の健全化について <ul style="list-style-type: none"> . 医療・介護・福祉 ・ 電子カルテの医療機関外での保存 <ul style="list-style-type: none"> . 土地・住宅・都市再生 ・ エレベータシャフト内への通信用配管 ・ 建設業に関わる規制緩和要望（計9件） <ul style="list-style-type: none"> . 情報・通信 ・ 特別特定無線設備の範囲拡大について ・ 2-30MHzの短波帯を利用する高速電力線搬送通信の商用化に向けた、関係法令の早期改正について ・ UWBに対応した周波数利用(3.1GHz-10.6GHz)の規制緩和について <ul style="list-style-type: none"> . 金融・保険・証券 ・ エクスローなどの新金融サービスの拡大に向けた出資法ガイドラインの緩和 <ul style="list-style-type: none"> . 運輸 ・ 車高規制の緩和 <ul style="list-style-type: none"> . 国際経済連携・通商 ・ 課税価格の決定根拠 ・ 簡易申告制度適用条件の更なる緩和 ・ 免税手続きの簡素化 <p style="text-align: right;">【合計 21 件】</p>
---	--

【本件お問い合わせ先】

(社)日本経済団体連合会 産業本部 行革グループ 下坂、遠藤

TEL : (03) 5204-1641 , 1649

FAX : (03) 5255-6234

E-mail : gyokaku@keidanren.or.jp

2. タイトル	製造業務への労働者派遣期間の規制緩和 【1. 雇用・労働】 (<u>新規要望</u> ・再要望)		
3. 規制の現状 (できるだけ具体的に ご記入下さい。)	2004年3月より製造業務への労働者派遣が解禁されたが、派遣受け入れ期間に制限が設けられている。 (2007年2月末までは1年間、2007年3月からは3年間)		
4. 要望内容	製造業務への派遣受入期間の制限を撤廃すべきである。		
5. 要望理由	製造業務における外部労働力の活用については、従来よりアウトソーシング(構内請負)にて対応しているが、今回の労働者派遣の解禁によって選択肢が増えたことは、メーカーとしては望ましい方向へ向かっている。しかし、派遣労働者の作業の熟練・習熟からの観点からは、今回の改正派遣法にて定められた派遣の受入可能期間では短すぎるため、製造部門で労働者派遣を有効活用するには、さらなる規制緩和が望まれる。		
6. 規制の根拠となる関係法令等 (当該規制の根拠法令、通達等の名称、該当条項をご記入下さい。通達等の場合は出来る限りその写しを添付して下さい。)	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律		
7. 所管官庁	厚生労働省	担当課等	
8. 規制改革が実現した場合に予想される効果 (新規ビジネスの創出、雇用創出等、具体的にご記入下さい。)	労働市場の活性化、労働者派遣ビジネスの拡大、製造業における業務効率の向上。		

2. タイトル	建設業退職金共済制度の健全化について 【1. 雇用・労働】 (<u>新規要望</u> ・再要望)		
3. 規制の現状	<p>公共工事では、労働者保護、労働者福祉を目的とした制度として、建設業者に対し着工前に掛金納入（証紙購入）が求められる。この掛金の額は、必要枚数分であるが、実質は発注者指定計算（率）式により算出された額の証紙を購入する事となっている。</p> <p>また、本制度の加入と履行は、官公庁の入札参加資格の要件とされることがあり、経営事項審査における評価項目にもなっている。</p>		
4. 要望内容	<p>電気通信工事分野に置いては、本制度の適用を除外していただきたい。それがかなわぬなら、現在検討されている掛金の IC カードによる新納入方式では、掛金納入は就労実績カウントし、余剰証紙は払戻可能とするか、もしくは、余剰証紙でも他の工事の掛金納入に使用可能とする、購入しなくとも良い場合などの制度として頂きたい。（平成 15 年度試行しているとのことであるが評価については是非公開していただきたい。）</p>		
5. 要望理由	<p>電気通信工事では当制度の保護対象となる季節労働者等はほとんど存在せず、従って証紙払出しニーズは少なく、実態として購入した証紙の大半が余剰となっている。更に、仕様書上で現行の発注者指定の計算（率）式により購入を規定され、払戻不可、転売不可および購入業者での処理等、IT 通信業界には適さない制度と思われる。</p> <p>建退共本部が販売し建設業者が購入した証紙は、100%労働者に交付され“退職金”として還元されるべきものであるが、建退共本部の収支はバランスしていないと考えられる。</p> <p>建設業の労働福祉制度としての意義は認めるが、一律に経営事項審査の評価要素にしたり、入札参加資格の要件にすることは適当ではない。</p>		
6. 規制の根拠となる関係法令等	中小企業退職金共済法		
7. 所管官庁	厚生労働省	担当課等	労働基準局
8. 規制改革が実現した場合に予想される効果			

2. タイトル	電子カルテの医療機関外での保存 【2. 医療・介護・福祉】 (新規要望・ 再要望)		
3. 規制の現状	診療機関以外のものが、診療録(カルテ)を電子的に保存し、これを関連する診療機関に開示することは禁じられている。		
4. 要望内容	医療法人だけではなく、一般の電子アーカイブ事業者なども含めた電子カルテ外部保存を可能となるよう、通知を見直していただきたい。		
5. 要望理由	医療法人(等についてはいるが)に限定するため、他のアーカイブ対象と同じIT環境を使用できず、割高になる。これがひいては電子カルテの普及を阻害する要因となると考えられるため。		
6. 規制の根拠となる関係法令等	厚生労働省通知「診療録等の保存を行う場所について」(平成14年3月29日付け医政発第0329003号、保発第0329001)により、一定の条件を満たす場合には電子カルテの外部保存が認められる。ただし、医療法人等が適切に管理する場所でなくてはならないと、当該通知にある。		
7. 所管官庁	厚生労働省	担当課等	医政局、保健局
8. 規制改革が実現した場合に予想される効果	電子カルテの導入、運用コストが低減するため、EDP部門を持たない中小診療機関でも容易に電子カルテが採用できるようになる。EDP部門を持ち、すでに電子カルテを導入している大規模医療機関においてもコストの低減が図れる。このため全体として、医療費の適正化が可能になる。ひいては、保険機構や保険者の負担を軽減できる。		

2. タイトル	エレベータシャフト内への通信用配管 【6. 土地・住宅・都市再生】 (新規要望・再要望)		
3. 規制の現状	エレベータのシャフト内には、エレベータに必要な配管以外を設けることができない。このため、ビルリニューアル時に LAN 等の通信用配管を設けるにあたり、コスト的には最も有利なエレベータシャフトを利用することができない。		
4. 要望内容	上記建築基準法（施行令）の制限を外し、現在のオフィスビルでは必須となった通信用配管設置にエレベータシャフトの利用を可能とする。		
5. 要望理由	古いビルのリニューアル時などに、低コストで垂直方向の通信配管を設置できることは、ビルの価値を高め（ビルを IT 化する）るのに効果の大きな事項であるため。		
6. 規制の根拠となる関係法令等	<p>建築基準法施行令の 129 条 2 - 5 項に、以下の記載がある。</p> <p>建築物に設ける給水、排水その他の配管設備の設置及び構造は、次に定めるところによらなければならない。</p> <p>また、同施行令の 129 条 7 項に、以下の記載がある。</p> <p>四 昇降路内には、レールブラケットその他のエレベータの構造上昇降路内に設けることがやむをえないものを除き、突出物を設けないこと。</p>		
7. 所管官庁	国土交通省	担当課等	住宅局
8. 規制改革が実現した場合に予想される効果	<p>都市圏を中心に大規模開発が一巡し、一世代前のビルに空室が目立ち始めている。これらのビルは、IT 時代向けの設備が不十分であることも IT 時代の企業から敬遠される理由のひとつである。ビルリニューアルにより、IT 設備を充実させるには LAN 等の通信配管設備を安価に行う必要がある。</p> <p>通信配管をエレベータシャフトに設置できれば、これを実現でき、都市部の再建が容易にできるようになる。</p>		

2. タイトル	配置技術者の工事現場への専任を要しない期間を認める工事種類の追加 【6. 土地・住宅・都市再生】 (新規要望・再要望)		
3. 規制の現状	『監理技術者制度運用マニュアル』三(2)で専任主任技術者或いは監理技術者の専任を要さない期間を定義しているが、発注者の設計図書あるいは打ち合わせ議事録などで明確になっていることが必要とされている。		
4. 要望内容	電気通信工事は、工場で機器製作・ソフトウェア製作を行う期間(工場製作のみが行われる期間)が契約工期の殆どを占めることが多いため、『監理技術者制度運用マニュアル』三(2)に、専任を要しない期間を認める工事の具体例の一つとして追加載きたい。		
5. 要望理由	工場製作期間(機器製造期間、ソフトウェア製作期間)は、工場で他の同種工事に関わる機器製造が同時に、一元管理されて進められているため、『監理技術者制度運用マニュアル』三(2)にある工場製作のみが行われている期間に合致すると思われるが、『監理技術者制度運用マニュアル』三(2)の具体例が少なく、また手続き上明確になっていることが必要とされているため、発注者の意向で認められないことが多い。		
6. 規制の根拠となる関係法令等	国総建第318号 『監理技術者制度運用マニュアル』三(2)		
7. 所管官庁	国土交通省	担当課等	総合政策局 建設業課
8. 規制改革が実現した場合に予想される効果			

2. タイトル	現場代理人の工事現場常駐期間の定義追加 【6. 土地・住宅・都市再生】 (<u>新規要望</u> ・再要望)		
3. 規制の現状	現場代理人の工事現場常駐期間については以下の条文で規定。 『公共工事標準請負契約約款』第10条2 現場代理人は、請負工事契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、・・・・・・・・・・中略・・・・・・・・・・この契約に基づく乙の一切の権限を行使することができる。		
4. 要望内容	現場代理人の工事現場常駐を、現場稼動中とすることを、『公共工事標準請負契約約款』第10条2に追記いただきたい。(下記条文案の「 」部) 第10条2への追記案 現場代理人は、請負工事契約の履行に関し、「現場稼動期間中工事現場に常駐し、」その運営、取締りを行うほか、・・・・・・・・・・中略・・・・・・・・・・この契約に基づく乙の一切の権限を行使することができる。		
5. 要望理由	『公共工事標準請負契約約款』第10条2の条文に基づき、工事休止期間中でも工事現場への常駐を要求されることがあるため。 国総建第318号『監理技術者制度運用マニュアル』三でも、工事を休止している期間は技術者等の専任(現場常駐)を要しない期間として認めている。		
6. 規制の根拠となる関係法令等	公共工事標準契約約款 第10条2 国総建第318号		
7. 所管官庁	国土交通省	担当課等	総合政策局 建設業課
8. 規制改革が実現した場合に予想される効果(下さい。)			

2. タイトル	建設業許可に必要な経營業務管理責任者要件の判断基準の確認と明示について 【6. 土地・住宅・都市再生】 (<u>新規要望</u> ・再要望)		
3. 規制の現状	国総建発第 356 号により、2003 年 4 月に改正された商法に対応して「経營業務管理責任者」の要件について、いわゆる「執行役員」の取扱が通達されたが、定義付が不明確である為、いわゆる「執行役員」が「経營業務管理責任者」の要件を満たすか否かの判断がし難い状況である。		
4. 要望内容	<p>いわゆる「執行役員」の審査の取扱については、昨年未の規制改革要望への回答書にて「平成 16 年度中に検討する」との回答を確認しているが、いわゆる「執行役員」の取扱いに関して、具体的な可否判断基準を明示頂きたい。</p> <p>社内規定、定款等一定の条件のもとで定められたいわゆる「執行役員」については、国総建発第 356 号に記述のある「法人の場合におけるその役員」に準じるものと理解してよいのか確認をしたい。又、国総建発第 356 号は上記の回答書にある「検討」の結果であるのかどうかについても確認をしたい。</p>		
5. 要望理由	<p>上記の「規制の現状」と同じ</p> <p>近年、経営効率化のため、いわゆる「執行役員」制度を採用している企業が増加している。企業におけるこのような経営効率化への動きに合せた制度等の見直しが必要であると考えます。</p>		
6. 規制の根拠となる関係法令等	国総建発第 356 号 (H16.3.31) 「経營業務管理責任者の大臣認定要件の明確化について」		
7. 所管官庁	国土交通省	担当課等	総合政策局 建設業課
8. 規制改革が実現した場合に予想される効果			

2. タイトル	許可基準の建設業技術者の配置に関する規制緩和 【6. 土地・住宅・都市再生】 (新規要望・再要望)		
3. 規制の現状	建設業を営もうとする者が営業所を設けて営業しようとする場合、政令で定める軽微な建設工事を除き、その営業所ごとに、また、営業しようとする建設工事業ごとに、所定資格を持った専任技術者を当該営業所へ配置する事を、許可要件の一つとして規定している。		
4. 要望内容	<p>許可基準の営業所の専任技術者の配置に関する要件について、営業所ごとの配置義務とするのではなく、建設業者としての配置義務とする。言い換えると営業しようとする工事業・営業所数に応じた技術者数を建設業者として置くこと（国内であれば活動拠点を問わない）を許可の基準とする。</p> <p>尚、許認可の建設業者であっても希望するものは、上記基準に従って許可替えができるものとする。</p>		
5. 要望理由	<p>1) 建設業者の拠点間で、顧客の要求仕様などに関する情報伝達手段が貧弱であった時代はともかく、電子 Mail や Fax などその情報伝達ツールが整備・一般化されている今日において、技術者が営業所に専任する意義は薄い。又、経済的に合理的でない。</p> <p>2) 請負契約締結に際して、注文主からの技術者の工事現場の下見要求などについても、航空網や新幹線網などが発達・整備されて来ている事から当日又は翌日に対応可能であり、物理的な距離は支障とはなくなっている。</p>		
6. 規制の根拠となる関係法令等	<p>「軽微な建設工事」：建設業法施行令第1条の2</p> <p>「営業所」：「建設業法の一部を改正する法律の施行について」建設省計建発第46号</p> <p>「工事業」：建設業法別表</p>		
7. 所管官庁	国土交通省	担当課等	総合政策局 建設業課
8. 規制改革が実現した場合に予想される効果			

2. タイトル	<p>連結親子会社間における「企業集団」の適用、運用に関する緩和について</p> <p>【6. 土地・住宅・都市再生】 (<u>新規要望</u> ・再要望)</p>
3. 規制の現状	<p>親会社とその連結子会社の間における技術者の流動について「企業集団」の形成を条件に、流動を許可し出向社員でも「直接的かつ恒常的な雇用関係がある」ものとして取り扱うことと規定されている。「企業集団」認定の要件は以下のとおりと規定されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一の親会社とその連結子会社からなる企業集団 親会社が建設業者であり有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない者であること 連結子会社が建設業者であること 連結子会社のすべてが企業集団に含まれること 親会社、その連結子会社のいずれか一方が経営事項審査を受けていないこと <p>また、出向者派遣の当該工事に関して出向先会社は出向元会社へ下請負発注が認められない。</p>
4. 要望内容	<p>「企業集団」の適用、運用に関して以下のような緩和を要望する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「企業集団」の構成会社は連結会社の「すべて」との規定を緩和し、任意の選択も可として頂きたい。 連結子会社の「経審非受審」の条件を見直し、「経審の受審状況不問」へ緩和をお願いしたい。 「企業集団」内での「下請負」を、「企業集団」内の施工分担として認めて頂きたい。
5. 要望理由	<p>昨年1月の創設以来、現制度の認定件数は2月12日現在で8件と聞いている（日刊建設工業新聞04年2月13日記事による）。この数値は現制度が日本の企業集団の現況に則せず、企業として利用が困難な状況を端的に示していると考え。建設業者が現制度を有効に活用するためには上記の要望による運用規定の変更が必要と考える。個々に関する要望理由は以下の通りである。</p> <p>に関して、官公庁、地方公共団体など当該発注機関に対する営業方針を共有する会社同士により「企業集団」を形成することが本来の姿であり、連結企業といえども方針等を共有しないケースでは「企業集団」に参加させない選択があるべきと考える。「企業集団」制度の下では、1の入札へは「企業集団」を代表する1社が参加するという考えが必要と考えるが、これらの制御には親会社との方針の共有が不可欠と考える。例えば、100%子会社など親会社と営業方針を共有する会社のみ「企業集団」の構築など任意選択を認めても、現制度の趣旨を損なう</p>

	<p>ものではないと考える。</p> <p>に関して、本件の規制改革要望に関する貴省の回答は、1の入札に複数の親子会社が参加することによる業界への悪影響のため許可できないという内容である。しかし、貴省では、これらの問題に対応するため、「資本・人的関係ある親子会社などの同一工事入札参加を制限することを決め、各地方整備局に通知した」と一部新聞に報道されている（日本工業経済新聞 04 年 4 月 2 日など）。この報道内容の通りの規制が実施されれば本制度「企業集団」もその規制下となり、貴省回答の懸念は解決できるため、経審受審の有無を「企業集団」制度にてあらためて問う必要はないと考える。</p> <p>に関して、現制度での従来「他社籍」と見られた「出向社員」技術者の配置を許可する根拠は、「企業集団」＝「1 企業」という考えに基づくものとする。この考えに基づけば、「企業集団」内における下請負は一般にいう「下請負」ではなく、企業組織内における施工「分担」に等しい。この形態が工事の信頼性を損ねるものではないと考える。基本的に「企業集団」形成では、元請け会社が元請けとしての全責任を全うすることを前提としており、この見地からは「1 企業」による請負・施工と「企業集団」による請負・分担施工は、信頼性において何らかわらないと考える。</p>		
6. 規制の根拠となる関係法令等	<p>建設業法第 26 条 3 項</p> <p>「親会社及びその連結子会社の間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱等について」（平成 15 年 1 月 22 日国総建第 335 号）</p>		
7. 所管官庁	国土交通省	担当課等	総合政策局 建設業課
8. 規制改革が実現した場合に予想される効果			

2. タイトル	電気通信工事業者における監理技術者要件の拡大 【6. 土地・住宅・都市再生】 (<u>新規要望</u> ・再要望)		
3. 規制の現状	<p>営業所の（電気通信工事）専任技術者の要件は、技術士試験のうち技術監理部門（電子・電気部門に限る）に合格した場合、又は学歴に応じた実務経験及び指導監督の実務経験を有する場合となっている。また、その指導監督の実務経験（注）を証明するためには、契約書の原本の提示が必要である。</p> <p>営業所の（電気通信工事）専任技術者の継続確保には大変苦慮している。</p> <p>（注）電気通信工事の発注者から直接請負、その請負金額が4千5百万円以上である工事に関して2年以上指導監督的な実務経験を有する者とする。</p>		
4. 要望内容	<p>営業所の（電気通信工事の）専任技術者「＝監理技術者」の申請要件として、電気・電子技術士に加えて、既存資格の「電気通信主任技術者（1種）（2種）（線路）、1級電気工事施工管理技士」のいずれかに該当する事としてほしい。</p> <p>電気通信主任技術者は電気通信分野の最高位資格で、ネットワーク全体を管理する総合的資格である。また、1級電気工事施工管理技士は電気工事監理技術者の要件ではあるが試験内容は電気通信工事業まで含めたものである。</p>		
5. 要望理由	<p>建設業法の規定に基づく試験資格が許可等の要件の対象となっている電気工事業など技術者の育成が容易となっている業種もある中で、一部の事業に課せられた特別な規制となっている。電気通信工事業者にとって高度かつ専門的な電気・電力業の知識を必要とする資格を取得することは大変困難である。よって、電気通信工事に必要な有資格者が不足し、IT革命推進に向けたインフラ整備の大きな障壁となっている（現実的には実務経験充足による資格取得をめざすこととなるが、発注工事の小規模化が続く中、限られた工事の実務経験者という要件のみでは有資格者の不足は避けられない状況である）。</p>		
6. 規制の根拠となる関係法令等	<p>建設業法第15条の二、第26条第2項、第27条の一 建設業法施行令第27条の三 昭和63年6月6日、建設省告示第1317号</p>		
7. 所管官庁	国土交通省	担当課等	総合政策局 建設業課
8. 規制改革が実現した場合に予想される効果			

2. タイトル	主任技術者・監理技術者の専任義務基準の確認 【6. 土地・住宅・都市再生】 (<u>新規要望</u> ・再要望)		
3. 規制の現状	<p>公共性のある工作物に関する重要な工事で政令で定めるものについては、主任技術者又は監理技術者は工事現場ごとに、専任のものでなくてはならない。</p> <p>また、建設業法施行令の規定では、主任技術者又は監理技術者が専任となるのは請負った建設工事の請負金額が 2,500 万円以上の建設工事である。</p>		
4. 要望内容	<p>建設業法において、主任技術者・監理技術者は、工事現場における建設工事を適正に実施するため配置され、その規模が大きくなるとその建設工事に専任する必要が規定されている。しかしながらこの専任の基準は、現場工事の規模ではなく請負金額全体とされており、必ずしも現場工事規模が大きくなるとも専任の必要が生じる場合が想定される。</p> <p>今後貴省において、この主任技術者・監理技術者の専任基準を請負金額全体から現場工事金額（機器費、ソフトウェア費用を除く）に変更することを検討されるか否かについてご確認願いたい。</p>		
5. 要望理由	<p>電気通信工事においては、請負金額全体に占める工事部分の割合が低く、また、工事期間も機器製作期間に比して短期であるものが多い。そのため、工事現場における工事規模が比較的小規模にも拘わらず、技術者の専任を義務付けられる工事の対象範囲が過大となり、技術者の人件費等企業の生産性向上・効率的活用が阻害されているため。</p>		
6. 規制の根拠となる関係法令等	建設業法第 26 条第 3 項 建設業法施行令第 27 条 建設業法第 26 条の三		
7. 所管官庁	国土交通省	担当課等	総合政策局 建設業課
8. 規制改革が実現した場合に予想される効果			

2. タイトル	現場代理人の選任条件運用の見直しや書面文言削除等要望 【6. 土地・住宅・都市再生】 (新規要望・再要望)
3. 規制の現状	現場代理人の所属について建設業法では規定されていないが、国土交通省地方整備局の適正化法に関する案内や日本道路公団の共通仕様書等において「元請会社に所属する者」と明記され、かつ恒常的雇用関係にある社員である事を求められる。また、地方公共団体等においても、発注者に対して元請会社外の現場代理人の確認を求めると、「元請と直接かつ恒常的雇用関係にある社員である事」を求められる事例が増えている。
4. 要望内容	<p>現場代理人の選任については、元請以外（連結会社または下請会社の社員）の者でも建設業法上、特に問題は無いと解釈している。</p> <p>しかし、実態として公共工事発注者が「現場代理人は元請と直接的かつ恒常的雇用関係にある社員である事」を監理/主任技術者と同等の選任条件としているのは、「請負人の任務を代行する」現場代理人要件を監理（主任）技術者の要件と主旨を混同されていると思われる。したがって、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・『現場代理人の身分については、発注者の意向に委ねるものではあるが、基本的には「元請業者と直接的かつ恒常的雇用関係」を必要としない』旨の見解を公にしてください ・国土交通省や日本道路公団があえて当該雇用関係を求める理由について説明し、特にこれに該当しない場合は、その限りではないとするか ・公開されている書面の内容改訂をするか <p>など現在の過剰な規制を緩和するための処置をお願いしたい。</p> <p>具体的に条件を規定している書面等の例は、次の通り。</p> <p>国土交通省関東地方整備局</p> <p>平成 14 年 10 月「適正化法の施行 2 年目を迎えて入札に参加する建設会社の皆さんへ」3、「現場代理人」は、工事施工中は現場に常駐し、請負者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有するものを配置して下さい。(以下略)</p> <p>日本道路公団「電気通信工事共通仕様書」</p> <p>平成 11 年 10 月発行第 1 章第 7 節 1.7.1 現場代理人等の設置 (1) 契約書第 10 条第 1 項の規定に基づき設置する現場代理人、主任技術者(中略)は、乙に所属する者とする。</p>
5. 要望理由	<ul style="list-style-type: none"> ・現場代理人の機能は、契約の履行に関して、請負人の任務代行者として運営・取締りを行うもので、監理/主任技術者とは全く別個のもの(法解説書)。 ・国土交通省地方整備局の適正化法に関する案内や日本道路公団の共通仕様書等は、公共工事発注者のいわば「バイブル」である。発注者の範たる国土交通省や日本道路公団が率先して、現場代理人の身分につ

	<p>いて、厳格な書面にて公開している影響で、地方自治体他の発注者が、現場代理人の意義を十分理解せず、慣習的にこれに追従し、全体として規制の強化を誘発している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事实績情報システム CORINS においても、現場代理人については、本人の所属会社を申請できるよう Version 4.0 から改訂されている。 ・IT 通信分野は専門分社化によって分担して高度な設置工事を実現しており、「請負者が責任を持って選任した専門会社の現場代理人による現場指導」は適正な IT 機能実現において、必須である。 		
6. 規制の根拠となる関係法令等	<p>国土交通省関東地方整備局 平成 14 年 10 月「適正化法の施行 2 年目を迎えて入札に参加する建設会社の皆さんへ」3、 日本道路公団「電気通信工事共通仕様書」 平成 11 年 10 月発行第 1 章第 7 節 1.7.1 現場代理人等の設置 公共工事標準請負契約約款 第 10 条</p>		
7. 所管官庁	<p>国土交通省 " 日本道路公団</p>	<p>担当課等</p>	<p>総合政策局 建設業課 関東地方整備局</p>
8. 規制改革が実現した場合に予想される効果			

2. タイトル	<p>電気通信工事を伴わない、あるいはその工事が微少な「IT 設備関連案件」の適用除外について</p> <p>【6. 土地・住宅・都市再生】 (<u>新規要望</u> ・再要望)</p>
3. 規制の現状	<p>建設業法第二条（定義）1 項では、「建設工事」とは、「土木建築に関する工事で別表の上欄に掲げるものをいう」とある。当該別表には、「電気通信工事」の名称はあるものの、その定義、例示等については、関連通達や解説本等を参照する方法をとっている。このため、発注者は、当該通達等を参照して適切と思われる工事業種を設定しており、いわゆる「建設工事」にそぐわない案件が、「電気通信工事」の扱いを受けているケースが多く見受けられる。</p>
4. 要望内容	<p>今日、「電気通信工事」として発注されるものの多くが、IT 設備および配線、据付を主体とするいわゆる「IT 設備関連案件」となっている。また、当該設備は、その基本部をコンピュータ機能によって構成しており、いわゆる「建設工事」を伴わない、あるいは工事部分が極めて微少な事例が多く見受けられる。</p> <p>「LAN（Local Area Network）設置」や「コンピュータ機能を有した機器設置調整」等、配線や据付・調整などが主体で、いわゆる「建設工事」と定義できる作業を伴わないかまたは軽微な場合においては、「電気通信工事」の適用外とする旨の関連通達および解説本等への記載を要望する。なお、当該分野は技術進歩が極めて速いため、適宜適切に事例等の記述の改版をお願いしたい。</p> <p>上記の例を含め、いわゆる「IT 設備関連案件」は、ソフトウェアからシステム運用・保守サービス等まで一貫したシステム提供となる場合が多い。更に、その設置作業は、建築物への加工を伴わない機器調整等を含むデータ設定試験等が主体であり、いわゆる「建設工事」とはそぐわない内容である。</p>
5. 要望理由	<p>関連通達等に見られる工事内容や例示は、旧電電公社時代の名残やコンピュータが大型の箱物であった時に設定されたものと思われる。現在、IT 時代を迎え、コンピュータそのものがオープン化、ダウンサイジング化、微細化され、その形状も、LSI や小型機器に組み込まれる等、多様化している。</p> <p>昭和 60 年に出された下記通達において、「電気通信工事の内容として、情報制御設備工事にはコンピュータ等の情報処理設備の設置工事も含まれる」とある影響で、上記の「IT 設備関連案件」が、「電気通信工事」として適用される事例が数多く見受けられる。これは、IT に関する技術革新のスピードが、建築土木を基幹とした多くの他建設工事に比し特段に速く、そのトレンドを数年先すら予見する事が困難な状況からやむを得ないと思われる。しかしながら、IT の技術革新が急速に進展する中、建</p>

	<p>設業法第二条や関連通達、解説本の内容や例示にあてはまらない事例が存在するにも拘わらず、これらに対する具体的な対処方法が明示されていない為、「電気通信工事」適用の濫用を誘発している事は、本許可業種を適正に運用する上で課題と考える。更には、現状にて運用された場合には、経営事項審査における工事完成高申請において、適正を欠く恐れがあると思われる。</p> <p>また、IT 技術の急速な進展に鑑み、定期的に IT 設備・技術を吟味し、適宜、内容や例示に加える場合もしくは除外する場合を明確にしていく事も、本許可業種を適正に運用する上で不可欠であると考え。</p>		
<p>6. 規制の根拠となる関係法令等</p>	<p>建設業法第一条、第二条 建設業法第二条第一項の別表の上欄に掲げる建設工事の内容 昭和 47 年 3 月 8 日建設省告示第 350 号 許可業種区分の内容の見直しに当たった考え方について 昭和 60 年 10 月 14 日建設省経建発第 170 号 他 解説本の代表例 [建設業法解説、大成出版社]</p>		
<p>7. 所管官庁</p>	<p>国土交通省</p>	<p>担当課等</p>	<p>総合政策局 建設業課</p>
<p>8. 規制改革が実現した場合に予想される効果</p>			

2. タイトル	特別特定無線設備の範囲拡大について 【9. 情報・通信】 (<u>新規要望</u> ・再要望)		
3. 規制の現状)	通信機器の認証において現在、有線通信端末及び一部の無線端末（特別特定無線設備）については自己確認制度が適応されている。特別特定無線設備の範囲は、ごく限られた無線設備となっている。		
4. 要望内容	特別特定無線設備の範囲を拡大し現在市場に多く流通しているもので自己適合性確認制度を適用しても問題のない無線設備を特別特定無線設備とすべきである。特に無線 LAN については市場での普及がすすみつつあり特別特定無線設備とすることは、今後の普及に効果が高い。		
5. 要望理由	インターネットへのアクセス手段としての無線アクセス(無線 LAN 等) は市場での普及が進みつつある。特別特定無線設備とすることにより迅速に市場への投入を進めると共にコスト低減への効果が期待できる。		
6. 規制の根拠となる関係法令等	電波法の省令「特定無線設備の技術基準適合証明に関する規則」の「特別特定無線設備の技術基準適合の自己確認（第 39 条～第 42 条）」で規定される自己確認制度の対象に無線 LAN が対象に含まれていない。		
7. 所管官庁	総務省	担当課等	
8. 規制改革が実現した場合に予想される効果	無線機器の市場への投入のための試験期間、認証期間の短縮。また、これに伴う製品コストの削減が期待される。また、インターネットへの多彩なアクセス手段はブロードバンド社会をより活性化することが期待できる。		

2. タイトル	2～30MHz の短波帯を利用する高速電力線搬送通信の商用化に向けた、関係法令の早期改正について 【9. 情報・通信】 (新規要望・ 再要望)		
3. 規制の現状	現在、高速電力線搬送通信は、漏洩電界低減のための実験用設備のみ、個別申請により短波帯(2～30MHz)が利用できる状況にあるが、現行規制では、商用化できない。		
4. 要望内容	現在、上記短波帯において漏洩電界低減の技術開発を目的に実証実験を行うことが可能になっているが、商用化可能な漏洩電界の基準値の早期明確化及び、これに基づき型式技術基準等、上記関係法令を速やかに改正していただきたい。(住宅内利用を優先し、早期に商用化可能にする措置を希望します。)		
5. 要望理由	<ul style="list-style-type: none"> ・短波帯を利用する高速電力線通信は、欧米では、既に商用化が進んでおり、又、韓国においても本年、規制緩和が実施される。加えて、伝送速度も当初は10Mbps程度であったものが、最近では100Mbpsを超えるものも実現されている。 ・一方、我が国のe-Japan2004計画(案)においても「世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成」の中で「家庭内の電力線の高速通信への活用」が謳われているが、商用化への目標時期も明確でなく、諸外国に対して遅れている状況である。 		
6. 規制の根拠となる関係法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・電波法施行規則 第44条への型式技術基準(現行、記載なし) ・無線設備規則 第59条、第60条ほか 		
7. 所管官庁	総務省	担当課等	電波部 電波環境課
8. 規制改革が実現した場合に予想される効果	家庭内の高速ネットワークが既設の電力線で行えるため、ブロードバンド環境が新規配線なしで構築できる。特に、高速インターネット、AV伝送等の対応機器及びこれらの付随サービスのビジネス創出が期待できる。(無線固有の課題である住宅内の構造物の影響を受けずに高速ネットワークが構築できるので、無線システムと同規模以上の市場が期待できる。)		

2. タイトル	ウルトラワイドバンド (UWB) に対応した周波数利用 (3.1GHz ~ 10.6GHz) の規制緩和について 【9. 情報・通信】 (<u>新規要望</u> ・再要望)		
3. 規制の現状	現在、上記周波数帯で UWB (500MHz 以上または比帯域 20% 以上) を利用するには微弱電波として扱わなければならない。		
4. 要望内容	3.1GHz ~ 10.6GHz 帯の放射電力密度を FCC と同等の -41.3dBm/MHz まで引き上げるように規制緩和を求めます。		
5. 要望理由	上記周波数帯における UWB は米国 FCC において 2002 年 2 月に UWB 用途に開放され、これに対応した無線規格が IEEE802 無線委員会で議論されており、2005 年末 ~ 2006 年はじめには商品化される動きである。欧州や韓国も規制緩和の議論が進んでおり、国際競争力を保つためには早期の規制緩和が必要である。		
6. 規制の根拠となる関係法令等	電波法施行規則第六条 (法第四条第一号に規定する発射する電波が著しく微弱な無線局の定め) 一 当該無線局の無線設備から三メートルの距離において、その電界強度が、下に掲げる値以下であるもの 周波数帯 : 322MHz を超え 10GHz 以下 電界強度 : 毎メートル 35 マイクロボルト		
7. 所管官庁	総務省 総合通信基盤局	担当課等	移動通信課
8. 規制改革が実現した場合に予想される効果	UWB はパーソナルコンピュータの周辺機器接続インターフェース (USB) や、AV 機器接続インターフェース (IEEE1394) などを無線化することができ、かなりの情報端末に搭載される可能性が大きく、国内規格も国際規格とあわせることでグローバル規模で商品を製造、販売することができるため、日本企業の国際競争力を強めることができる。		

2. タイトル	エスクローなど新金融サービスの拡大に向けた出資法ガイドラインの緩和 【10. 金融・保険・証券】 (新規要望・ <u>再要望</u>)		
3. 規制の現状	金融機関以外のものが、エスクローなどのサービスを行う場合、下記出資法の規定が障害となっている。不特定多数の定義があいまいで、明確な規制というよりは裁量行政化していることの弊害。		
4. 要望内容	不特定多数の定義を明確化するよう、出資法に関するガイドラインを見直していただきたい。		
5. 要望理由	不特定多数の定義が明示されていないため、積極的な事業展開をするには、摘発されるのではないかとの恐れを払拭する必要があるため。		
6. 規制の根拠となる関係法令等	出資法第2条に、特別の許可を得たもの（一般に金融機関）以外は不特定多数のものから預り金を業としてはできない、と示されている。		
7. 所管官庁	金融庁	担当課等	
8. 規制改革が実現した場合に予想される効果	エスクローサービスなど金融サービス自体の拡大、これを利用することによって（特に中小）企業が事業機会をふやし、産業振興を図ることが可能になる。 また、大企業についても、そのグループ間の金融（グループ金融）が容易に低コストでできることで、企業体力を向上させることができる。		

2. タイトル	車高規制の緩和 【11. 運輸】 (新規要望・再要望)		
3. 規制の現状	道路を走行する車両の高さ制限は、車両制限令により 3.8mとされており、特殊貨物等やむを得ない場合には、特殊車両通行許可を得ることにより制限が緩和される。一方で ISO 規格国際海上背高コンテナの場合、ルート・車両の申請 / 許可を得て継続的に最大 4.1mまでの通行が認められている。		
4. 要望内容	道路の構造や交通の安全に影響を与えない通行可能な道路については簡易の手続きで継続的に 4.1m以下の車両が通行できるようにして欲しい。		
5. 要望理由	鉄道によるモーダルシフトを推進する上で、現在 JR および通運業者と鉄道用コンテナを開発検討中であるが、積載効率を考えコンテナ高さが従来の JR コンテナ（高さ 2500mm）より若干高め（2773mm）のものを考えている。鉄道ルートは既に背高コンテナ（2896mm）輸送可能ルートになっており問題ないが、既存の高さ制限の中でターミナルからの陸送に専用の低床台車が必要になっている。高さ制限が緩和されれば既存の台車が利用でき、新たな投資が避けられる。		
6. 規制の根拠となる関係法令等	車両制限令第 3 条		
7. 所管官庁	国土交通省	担当課等	
8. 規制改革が実現した場合に予想される効果	荷主として運賃面でメリットが享受できると共に、モーダルシフト推進にもつながると思われる。		

2. タイトル	課税価格の決定根拠 【13. 国際経済連携・通商】 (<u>新規要望</u> ・再要望)		
3. 規制の現状	関税を CIF (物品価格 + 保険料 + 運賃) に対して課している。		
4. 要望内容	CIF ではなく FOB に対する関税の賦課への変更を要望する。		
5. 要望理由	本来、税金がかかるのは物品そのものの価格であると考え。従って CIF ではなく FOB に対する関税の賦課への変更を要望する。なお、現在、米国においては、FOB を採用している。		
6. 規制の根拠となる関係法令等	関税定率法第 4 条		
7. 所管官庁	財務省	担当課等	
8. 規制改革が実現した場合に予想される効果	<p>輸入申告事務手続きが大幅に簡素化され、スムーズな輸入業務が可能となる。</p> <p>課税根拠を FOB に統一することで、課税の国際的な公平性、透明性が生まれる。</p>		

2. タイトル	簡易申告制度適用条件のさらなる緩和 【13. 国際経済連携・通商】 (新規要望 ・再要望)		
3. 規制の現状	適用貨物に制約がある。		
4. 要望内容	適用貨物の制約撤廃 (年間 6 件の輸入実績の廃止等)		
5. 要望理由	適用可能な貨物と、適用不可の貨物が混載されている場合、申告形態が変わり運用、管理が煩瑣になる。		
6. 規制の根拠となる関係法令等	関税法第 7 条の 2		
7. 所管官庁	財務省	担当課等	
8. 規制改革が実現した場合に予想される効果	<p>取り扱うすべての貨物に本制度が適用可能となれば、管理が容易になる。</p> <p>また、すべての貨物が同一タイミングでの許可となる道が開け、貨物の搬出準備も容易となり、標準的な納期の設定が可能となる。</p> <p>(通常申告貨物とは別の担保設定が不要になる。</p> <p>通常申告貨物と、簡易申告制度適用貨物とで管理・運用を分ける必要がなくなる等)</p>		

2. タイトル	免税手続きの簡素化 【13. 国際経済連携・通商】 (新規要望 ・再要望)		
3. 規制の現状	通い箱の再輸入申告において、同一性の確認を輸出申告実績との照合で証明することを求められる。		
4. 要望内容	貨物の原産地が日本であることを、事前に証明することで、再輸入申告を認めていただきたい。		
5. 要望理由	原産地が日本であることが明確である貨物への課税は、課税の主旨に反すると考える。		
6. 規制の根拠となる関係法令等	関税定率法第 14 条 10 項、11 項 (無条件免税)		
7. 所管官庁	財務省	担当課等	
8. 規制改革が実現した場合に予想される効果	反復使用される通い箱の運用が促進され、環境保護に貢献できる。 日本産品への課税が防げる。		